

## 議案第13号

我孫子市手数料条例の一部を改正する条例の制定について

我孫子市手数料条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

令和8年2月24日提出

我孫子市長 星 野 順一郎

### 提案理由

マンションの建替え等の円滑化に関する法律の一部改正に伴い、手数料を徴収する事務に新たな事務を加えるとともに、同法及び建築基準法施行令の一部改正に伴い、条文を整理するため提案するものです。

## 我孫子市手数料条例の一部を改正する条例

我孫子市手数料条例（平成12年条例第1号）の一部を次のように改正する。

| 改正後  |  |        | 改正前  |   |        |
|--|--|--------|--|---|--------|
| 別表（第2条関係）  |  |        | 別表（第2条関係）  |   |        |
| (1)の表から(5)の表まで 略                                   |  |        | (1)の表から(5)の表まで 略                                   |   |        |
| (6) 建築関係手数料  |  |        | (6) 建築関係手数料  |   |        |
| アの表からキの表まで 略                                       |  |        | アの表からキの表まで 略                                       |   |        |
| ク 建築基準法施行令関係手数料                                    |  |        | ク 建築基準法施行令関係手数料                                    |   |        |
| 手数料を徴収する事務   |  | 手数料の金額 | 手数料を徴収する事務   |   | 手数料の金額 |
| 敷地と道路との関係の建築物に対する制限の適用除外に関する大規模の修繕又は大規模の模様替に係る認定申請 | 建築基準法施行令 <b>第137条の12</b> <b>第11項</b> の規定による建築物に対する制限の適用除外に関する大規模の修繕又は大規模の模様替に係る認定の申請に対する審査 | 略      | 敷地と道路との関係の建築物に対する制限の適用除外に関する大規模の修繕又は大規模の模様替に係る認定申請 | 建築基準法施行令 <b>第137条の12</b> <b>第6項</b> の規定による建築物に対する制限の適用除外に関する大規模の修繕又は大規模の模様替に係る認定の申請に対する審査 | 略      |
| 道路内における建築物に対する制限                                   | 建築基準法施行令 <b>第137条の12</b> <b>第12項</b> の規定による建築物に対   |        | 道路内における建築物に対する制限                                   | 建築基準法施行令 <b>第137条の12</b> <b>第7項</b> の規定による建築物に対   |        |

|                                |   |  |
|--------------------------------|---|--|
| の適用除外に関する大規模の修繕又は大規模の様替に係る認定申請 | する制限の適用除外に関する大規模の修繕又は大規模の様替に係る認定の申請に対する審査 |  |
| 略                              |   |  |

ケの表からサの表まで 略

**シ マンションの再生等の円滑化に関する法律関係手数料**

| 手数料を徴収する事務         |  | 手数料の金額 |
|--------------------|--|--------|
| 容積率又は各部分の高さの特例許可申請 | <b>マンションの再生等の円滑化に関する法律</b> （平成14年法律第78号） <b>第163条の59第1項</b> の規定による新たに <b>建築され、又は更新される</b> マンションの容積率 <b>又は各部分の高さ</b> に関する特例の許可の申請に対する審査 | 略      |

スの表からソの表まで 略

(7)の表から(10)の表まで 略

|                                |   |  |
|--------------------------------|---|--|
| の適用除外に関する大規模の修繕又は大規模の様替に係る認定申請 | する制限の適用除外に関する大規模の修繕又は大規模の様替に係る認定の申請に対する審査 |  |
| 略                              |   |  |

ケの表からサの表まで 略

**シ マンションの建替え等の円滑化に関する法律関係手数料**

| 手数料を徴収する事務 |  | 手数料の金額 |
|------------|--|--------|
| 容積率の特例許可申請 | <b>マンションの建替え等の円滑化に関する法律</b> （平成14年法律第78号） <b>第105条第1項</b> の規定による新たに <b>建築された</b> マンションの容積率に関する特例の許可の申請に対する審査 | 略      |

スの表からソの表まで 略

(7)の表から(10)の表まで 略

この条例は、令和8年4月1日から施行する。ただし、別表(6)のクの表の改正規定は、公布の日から施行する。